



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型
(跡地活用なし)

◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。※建築基準法改正前の建物
◎補助金を利用できるのは「空き家の所有者」、「空き家の土地所有者」または「相続人等の親族」です。

●補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限30万円)
※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限15万円



【所得要件】
世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が
901万円以下であること。

《手続きの流れ》

